

令和7年 第12回

川西市教育委員会（定例会）議事録

-

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 議案等審議結果	4
○ 会議の顛末	5

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和7年6月19日（木） 午後3時30分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報 告 第3号	専決報告について (電子黒板の買入れについて)	
5	報 告 第4号	専決報告について (川西市立学校タブレット型コンピュータの買入れについて)	
6	議 案 第24号	教育行政事務評価報告書の見直しについて	
7	議 案 第25号	教育行政事務評価委員の選任について	
8		諸報告 清和台地区学校のあり方を検討する懇話会の実施報告	
9		諸報告 教職員の働き方改革「共同メッセージ」の発出等について	
10		諸報告 令和7年5月1日時点の留守家庭児童育成クラブの待機児童数について	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 治 部 陽 介
(教育長職務代理者)

委 員 佐々木 歌織

委 員 倉 見 昇 一

委 員 金 子 愛

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	岩 脇 茂 樹
教 育 推 進 部 理 事	下 内 卓 夫
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
教 育 推 進 部 副 部 長	富 本 幸 二 郎
教 育 推 進 部 副 部 長	高 橋 忠 大
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
教 育 推 進 部 副 部 長	井 上 昌 子
(教育保育・インクルーシブ推進事務調整担当)	
教 育 推 進 部 副 部 長	木 山 道 夫
(教育保育職員・入園所相談担当)	
教 育 保 育 課 長	三 石 基 文
入 園 所 相 談 課 長	川 本 圭 亮
(留守家庭児童育成クラブ担当)	

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 事 務 職 員	石 塚 太 樹
-------------------	---------

○ 議案等審議結果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 結 果
報 告 第 3 号	専決報告について (電子黒板の買入れについて)	7. 6. 19	7. 6. 19	承 認
報 告 第 4 号	専決報告について (川西市立学校タブレット型コンピュ ータの買入れについて)	7. 6. 19	7. 6. 19	承 認
議 案 第 2 4 号	教育行政事務評価報告書の見直しにつ いて	7. 6. 19	7. 6. 19	可 決
議 案 第 2 5 号	教育行政事務評価委員の選任について	7. 6. 19	7. 6. 19	可 決

○ 会議の顚末

[開会 午後 3 時 3 0 分]

石田教育長	ただいまより、令和 7 年第 1 2 回川西市教育委員会（定例会）を開会します。 初めに、本日の出席者をご報告します。 本日は全員出席でございます。 佐々木委員、倉見委員につきましては、オンラインの出席でございます。 佐々木委員、入室確認をお願いします。
佐々木委員	はい、入室しております。よろしくお願いします。
石田教育長	倉見委員、入室確認をお願いします。
倉見委員	はい、入室しております。よろしくお願いします。
石田教育長	映像及び音声により、委員本人であること、また、相互間での映像及び音声の送受信が適正に行われていることを確認できました。 なお、「事務局職員の出欠」については事務局から報告をお願いします。
教育推進部副部長 （富本）	本日の「事務局職員の出席」につきまして、ご報告申し上げます。 本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。
石田教育長	次に、本日の「議事日程」については、配付しております議事日程表のとおりであります。 これより日程に入ります。 日程第 1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、治部委員、金子委員を指名します。よろしくお願いします。 次に、日程第 2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調整し、第 1 1 回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。 事務局から説明をお願いします。
教育推進部副部長 （富本）	それでは、「議事録」について、ご説明いたします。 第 1 1 回定例会の議事録につきましては、1 ページに会議日程及び付議事件、2 ページに出席者、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに議案等審議結果、5 ページから議事録でございます。

	署名委員は、金子委員と佐々木委員にご署名をいただいております。 説明は以上でございます。
石田教育長	説明は終わりました。 ただいまの説明について、質疑はございませんか。 よろしいですか。 それでは、お諮りいたします。 第11回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議は ございませんか。 (「異議なし」の声)
石田教育長	異議なしと認めます。 よって、議事録については承認されました。 次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。 事務局から報告をお願いします。
教育推進部長 (岩脇)	それでは、5月分の教育委員の皆様の活動についてご報告いたします。 治部委員におかれましては、新任管理職員訪問にて、川西中学校、川西 北小学校へ訪問いただきました。 また、久代幼稚園で特別支援教育コーディネーター研修の打合せに参加 いただきました。 佐々木委員におかれまして、新任管理職訪問にて、けやき坂小学校へ訪 問いただきました。 また、川西北小学校の6年生に向けて人権授業を行っていただきました。 金子委員におかれましては、新任管理職訪問にて、川西小学校、清和台 南小学校、東谷小学校へ訪問いただきました。 主なものではございますが、ご報告させていただきます。
石田教育長	ただいまの報告報告について、各委員のほうから意見交流をしていただ きたいと思います。 まず、治部教育委員、お願いします。
治部委員	学校訪問についてですが、今回、訪問させてもらった小中学校は、全部 川西中学校区の学校でした。その川西中学校区の小学校が、それぞれ違う 取組があり、中学校に接続していくという流れが見えて興味深かったです。

中学校においても、校則をもう一度考え直そうという取組で、生徒会を中心に話し合いを活発に持っている話とか様々聞かせてもらいました。

不登校傾向の生徒が多いという問題も一つ見えてきて、校区内小学校に行ったときに、小学生への発達支援として、不登校と今後どう向き合っていくか議論もできたのもよかったかと思います。

例えば、川西北小学校は学校目標の中に「ポジティブ行動支援」という、専門的な行動目標、学校目標を設定していました。よい行動を引き出すことがネガティブな行動を減らす根拠になるという方針の基での支援のようです。ポジティブな行動が増えていき、それが習慣化され、自己肯定感の高い習慣が身についていくという、そういう信念の下で取り組まれているというお話も聞けて面白かったです。応援したいなと思います。

そのほか、久代幼稚園の岡田先生とのミーティングで、幼児教育の職員さんを対象とした特別支援コーディネーター研修の打合せもしてきました。特別支援教育とはそもそも何なんだろうかという話題を、1回目のテーマとして企画することになりました。特別支援教育とは何なのか、特別支援教育はできないことをただ伸ばすだけでなく、ありのまま、そのままの個性を尊重して、生きていくという、そういう本質もあるので、ありのままの自分僕をどうやって保障しながら成長を支えることができるのかと言うところに特別支援教育の可能性はあるんじゃないかというお話をみんなで一緒に考えていきたい。それが見えた上で、コーディネーターがどういう役割をしていくというところに行き着きたいなと思ってます。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。私が感じていることについて、2点ほど述べさせていただきます。まず、学校に行きづらさを感じている子どもたち、特に中学校でそのような状況にある子どもたちの人数が多いとのことですが、この問題の根本的な原因は小学校教育や、それ以前の幼児教育、保育の段階にあるのではないかと考えております。そのため、中学校区で情報交流や研修を実施することで、何らかの改善策を見出すことが可能ではないかと感じています。この点については、今後も提案させていただきたいと思っています。

次に、特別支援教育コーディネーターの役割についてです。この件に関しては先ほど治部委員と議論させていただきましたが、学校教育におけるインクルーシブシステムの考え方と、幼児教育や保育における考え方には違いがあるように感じられます。この「ねじれ」がどのような妥当性を持っているのかについては、私自身まだ明確な答えを見いだせておりません。

そのため、具体的に何が正しいと断定するのではなく、研修などを通じてその違いを乗り越える方法を模索する必要があるのではないかと考えています。また、それは教員も含めた関係者全体に求められる取り組みになるのではないかと考えております。ありがとうございました。

佐々木委員、管理職訪問も含めて、人権授業等で何かございましたらお願いします。

佐々木委員 けやき坂の管理職訪問は、確か先月もご報告のところでお話ししたかと思いますが、教頭先生、校長先生とも女性でいらして、とても雰囲気がよく、子どもたちも先生、先生と慕って明るい雰囲気がいいなという印象を持ちました。

ただ、教頭先生もおっしゃってたとおり、まだ5月でしたので慣れないことも多いと。教員から教頭先生に昇格されたということで、管理職になりたてのところで事務ですかね、メールのチェックが一番大変とはおっしゃってました。そういうところも慣れていかないといけないということをお聞きしました。

川西北小学校の人権授業は、去年も同じく6年生に行っています。去年の反応を反省して、レジュメなどもつくり変えて一コマ使ってお話ししました。やっぱり去年と同じで、終わってから何人かの子どもたちが質問に寄ってきてくれて、大変興味を持って聞いてくれてたことがうれしく思いました。

以上です。

石田教育長 ありがとうございます。

北小学校の人権授業の様子やレジュメをまた私も見たいなというふうに思っています。以前、私が北小学校で管理職を務めていた経験があるのですが、非常に人懐っこいといいますか、素直に自分の疑問や感想をぶつけてきてくれる。逆に言えば、重要な課題や問題点も非常に見つけやすい学校であるとも感じておりました。その点を学校のよさとして認識し、今後、児童たちが上級学校に進学した際にもその特性を失わずに持ち続けてほしいと思いながら、私自身3年間学校運営に携わっておりました。ぜひまた人権授業のレジュメ等、見せていただけるとありがたく思います。ありがとうございました。

金子委員、新任管理職訪問と、NEW EDUCATION EXPO含めて、何かございましたらお願いします。

金子委員	川西小学校と清和台南小学校の教頭先生は、お二方とも中学校から小学校の教頭先生になられたという方で、学校が違うという、その戸惑いや大変さがあるとおっしゃっていました。周りの先生方や校長先生が非常に助けてくださると。あと、引継書もしっかりしているので、時間を過ごす中で課題点を克服していけるだろうとおっしゃっていました。 東谷小学校の山口校長先生のところ行ったときに、新任管理職訪問ですが、ほんとに新任でいらっしゃるのかなぐらい、学校とか地域のことをご存じで、何を聞いてもよく教えてくださいました。地域の方とも、既にすごく交流されていて、今年は東谷の地元の方が子どもたちのために畑を借りてくださって、そこで大豆を育てるそうなんです。授業の中でお豆腐をつくるというテーマがあるのですが、毎年出来合いの豆を使って豆腐をつくっていましたが、今年は種を植えて豆を育てるところから豆腐まで行うことができると。それは地域の方がすごく協力してくれてるからできるんだとおっしゃっていました。 その後、東谷の地域の方とお話しする機会があったのですが、そうしてくださってるんですねと言ったら、対外的に何をしたいわけじゃなくて、子どもたちが、いい時間を過ごしてほしい。子どもたちにとって、いいことになるように自分たちはやっているだけだからというふうにおっしゃっていたのが印象的でした。 以上です。
石田教育長	NEW EDUCATION EXPOはどうでしたか。
金子委員	来月にご報告させていただいてもよろしいでしょうか。
石田教育長	よろしいです。NEW EDUCATION EXPOについては、本市も発表を行っており、北陵小の須山教諭とけやき小の山下教諭の2名が、シティズンシップ教育に関する内容を発表されました。この発表は2年連続での場をいただいたもので、大規模な会合で行われています。参加者は全体で1,000人以上にのぼり、会場ごとの規模としては100人から200人単位の集まりではありますが、その中で発表をいただきました。また、私自身もその動画を視聴させていただき、先生方がご自身の研究を発表できる場を得られたことに関して非常に良い取り組みだと感じております。 倉見委員、何か報告ございましたらお願いします。
倉見委員	特にございませ。学校現場に赴いたりとか、いろいろできなくて大変

申し訳なく思っています。

石田教育長

いえいえ。なお、この後もお話を伺いたいと考えていますが、文部科学省からの情報については、私の報告の後に改めてお聞きしようと思います。私自身も、様々な場所を訪問させていただいております。例えば、金子が参加されたNEW EDUCATION EXPOについて、6月13日と14日に開催されましたが、私の場合、13日の金曜日は議会のため、14日の土曜日に参加しました。この際、2つの講座を拝聴いたしました。

1つは、「すべての子どもが自律的に探究する授業づくり」というテーマで、愛知県春日井市の取り組みについての内容でした。理事もご参加されたようですが、大変興味深いものでした。この取り組みでは、クラウドを利用した学びを10年以上前から進めており、子どもたちの問題解決学習が非常に深まっています。自由進度学習にも近い内容で、子どもたちは自分のペースで時間を調整し、自分の方法で学ぶことが可能になっています。グループで学ぶ子もいれば、個人で学ぶ子もいるなど、多様な学び方が展開されています。また、一人ひとりが与えられた課題に対して責任を持つ姿勢が確立されており、学習中に遊んでいる子どもや、ぼんやりしている子どもはほとんど見受けられないとのことでした。児童たちはそれぞれが主体的に学習に取り組んでいるとのことでした。

特に、目立って優秀な学校というわけではなく、一般的な中学校である春日井市立高森台中学校での取り組みであるという点も注目すべき点でした。この学校では、教師が学びを支えるサポーターの役割を担い、児童の探究活動を支援するための時間が設けられています。こうした仕組みを活用しながら、主体性や探究心を育む教育が行われているとのことでした。

非常に興味深かったのは、「他者参照」という考え方でした。他者参照とは、他の人のものを見ることが許されるという考え方で、俳句の鑑賞文を書くときに、同じ課題に取り組んでいる仲間の作品を見ても良い、ということです。これについて、我々教員は、「そういったことをすると子どもたちはすぐにその内容を真似して写してしまうのではないか」という発想になるのですが、子どもたちは逆にプライドがあり、そのまま丸写しすることは絶対にはないそうです。

仲間の進め方や作品を確認しながら、「どんなふうに考えているのか」「どうしたら良いのか」といったヒントを得るために活用するとのことでした。さらに、自分自身の作品も他者から見られているので、誰かのものをそのままコピーするようなことは絶対にはないと言っていました。このように子どもたちを信頼し、学びを任せるという発想が重要だということです。

また、教員は「人のものを見たらダメ」と言いがちですが、美術や音楽で考えてみれば、他者参照の典型と言える場面が多く見られます。鑑賞することは、有名な人の優れた作品に触れて参考にすることでもあります。そのため、他者参照自体はまったく問題のない行為であり、むしろ歓迎されるものであると言っておられました。非常に納得させられるものでした。

校長先生も来られていましたが、基本的にはオーナーシップ、つまり主体性を中心とした学校づくりを行っているというお話がありました。子どもたちが自分たちで学び、または学び方を身につける、そして必要に応じて協力するということが授業だけでなく、例えば部活動紹介やルールメイキングといった場面においても定着しているとのこと。子どもたちは、自分たちで気になったことや疑問に思ったことを積極的に調べ、深めていくことが自然に根付いているのだそうです。そして、そうした学びのスタイルの中で、子どもたちは自由を享受しているという点が特徴的でした。

結果として、自分自身のペースで学びを進めることが可能となり、学びの形態が複線型になります。つまり、あるグループの子どもたちが話し合いをしている一方で、別の子どもが先生に質問をしていたり、さらに別の子どもがビデオを見ながら学習していたりといった具合です。ただし、複線型の学びを目指すことが目的なのではなく、子どもたちが自分のペースで学び、自ら計画を立てて学習するという姿勢が結果的に複線型の学びにつながっている、というお話でした。

もう一つ興味深かったのは、その学習方法について保護者にしっかり説明し、実際に保護者にも体験してもらっているという点です。例えば、4月にミニ説明会を行い、2学期にはクラウドで保護者向けの体験会を実施しています。また、子どもたちが作成した作品を保護者に共有し、「このような作品を子どもたちが作っています」という情報提供も行っています。そのような取り組みを通じて、保護者は子どもたちが自分の作品を楽しそうに紹介している様子を見ることができるよう、非常に喜んでいるとのことでした。

学校がこのように保護者に対して丁寧に説明を行い、連携を深めていることは非常に重要なことだと感じました。担当者として、この取り組みをぜひ川西市としても視察する機会を設けたいと考えています。具体的な視察日程が決まった際には、改めてご連絡しようと思っています。

もう一つお話ししたいのが、「デジタル学習基盤における学習指導要領の改訂」についてです。これは、文部科学省の主任視学官である田村学主任視学官のお話になりますが、今年度お話を聞くのはこれで2回目になります。以前も触れましたが、「学びの探究」についてお話くださった際

にとっても印象的でした。この夏には、田村氏がこちらに来てくださり、教職員を対象に講義をしていただく予定です。

田村主任視学官は、総合的な学習の時間を創設した方で、「探究」や深い学びについて非常に造詣が深い方です。そのため、探究型の学びについて直接学ぶ貴重な機会になると思います。また、この内容については倉見委員にもぜひお聞きしたいことがあります。次期の学習指導要領の実施が、2030年に行われる予定で、昨年にはすでに諮問が行われています。答申は来年ごろになるのではないかと考えております。従来のように「国語は何時間」「数学は何時間」といった時間数を一律に定めるのではなく、各学校が裁量を持って授業時間を調整できる仕組みとなるようです。その裁量時間をどう活用するかによって、学校ごとの特色や教育実践がさらに進化していく可能性があります。川西市の方針としては、その裁量時間を「子ども主体の学び」に充て、例えば劇や脚本づくり、外国とのオンライン交流、探究型学習などを活用するモデルケースを進めていこうとしているところです。

そして田村主任視学官からは、この学習指導要領改訂に関する分科会についても触れられ、「ぜひ傍聴してください」と言われていました。倉見委員、分科会への傍聴は可能でしょうか。

倉見委員 はい、できます。文科省のホームページを確認すると、今後の、教育課程部会が開催される日時などのお知らせが掲載されているので、ネットで参加できると思います。

石田教育長 ネットでも見れますか。

倉見委員 参加というか傍聴ですね。

石田教育長 傍聴ですね。開催時間は1回につき約2時間程度のようなのですが、今回の学習指導要領のもう一つの目的は、その改訂までの手順やプロセスをよりオープンにするという意図があるようです。また、過去の学習指導要領については内容が過剰に詰め込まれていた面があり、それを削りたいとのことで、削ると一般的に批判は出るが、現在の教員の多忙化や子どもたちが学びについて行くことが難しい状況を鑑みると、より精選されたカリキュラムが必要だろうという判断がされたようです。

そのため、指導主事の方々が一度傍聴に行くのも良いし、私自身も傍聴したことがないので、一度参加してみようかと考えています。また、先に

少し話したように、川西市における総合的な学習の時間に関しては、あまり成果が上がらなかったように思われます。ですので、今回の学習指導要領の改訂に際し、教育委員会としてモデルを構築し、小中学校や特別支援学校における教育課程をもう少し特色あるものにしていきたいと考えています。そのために、さまざまなアイデアをいただきつつ進めていきたいと思っています。

また、倉見委員より文部科学省の動きや関連情報についてご連絡をいただけると、とてもありがたいです。

倉見委員

はい、分かりました。

石田教育長

もう1件は昨日のことです。東谷小学校において、自由進度学習の取組が5年生で行われてました。校内研修として実施されたもので、昨年度に比べ参加者が大幅に増加していました。また、他校からも見学者が訪れていました。

特に印象的だったのは、以前は個人の学びの取り組みであったものが、今年度は学校全体として取り組む姿勢が見られたことです。その中で、研修では自由進度学習のメリットや注意すべきデメリットについて意見を出し合いながら研究されていました。このような先進的な取り組みに対し、教育委員会としても、自由進度学習に対応できるような教室環境づくりの検討を進めていきたいと考えています。

固定式の机の配置では活動に対応しづらい状況があり、より自由な動きが可能な空間づくりや、ホワイトボードを活用して意見交換ができる環境、必要に応じて映像も見られる設備が求められています。また、以前金子委員とも話題に挙げましたが、国立特別支援教育総合研究所の未来の教室のような環境を参考にすることも視野に入れるべきだと感じています。

実際、今回の視察では机が子どもたちの動きを制限してしまい、教師が畳を敷いて対応している状況でした。畳の上に集まる子どもたちを中心に話し合いが行われる様子は非常に興味深いものでした。ただし、こうした状況を改善し、もっと学びやすい環境を構築する必要性を改めて感じました。

これに限らずですが、さまざまな学校訪問を行い、その記録を共有しています。多くの学校園所の情報を共有している状況ですので、ぜひご覧いただきたいと思います。一部、システムの整備が万全ではない点もありますが、可能な範囲でご確認いただき、機会を見つけてご参加いただければと思います。

はい、治部委員。

治部委員

今の「自立する探究」と「学びの探究」と「自由進度学習」、東谷小学校での取り組みなどの共通点についてお聞きしたいと思います。自分でその学習をマネジメントするというニュアンスで聞こえました。そのためには、主体的に自分で問題を見つけて他者の意見を取り入れてやっていくところに、もしかしたら自立があるんじゃないのかなという、そういう主張に聞こえたんですけど、東谷小学校での自由進度学習との共通点は、どんなところにあるんですか。

石田教育長

基本的に、自分自身の学び方を自らマネジメントする力を身につけることであると考えています。幼児教育保育の場では、子どもたちがまず自分で遊び方を決定し、それに対して教師や保育者が支援を行ったり、アドバイスを与える形が主流です。子どもたちは主体的に動きながら学びを深めていきます。

しかし、学校に進学した途端、そうした主体的な決定がほとんどなくなるのが現状です。特に学びの時間では、「今から国語を始めます」「これを読んでください」「ノートに書いてください」といった具体的な指示が連続し、子どもの主体性が制限される場面が多くあります。こうした指示型の学びによって、自らのペース配分で学ぶ経験が奪われ、自分で考えながら学びを進める力が育ちにくい状況があるのではないのでしょうか。

そこで、学び方を自らマネジメントする力を育むことが重要なのではないかと考えています。いわゆる複線型と呼ばれる学びは、その理念に通じるものだと思います。到達すべき目標は同じであっても、その目標に至るまでの道筋、つまり山の登り方やペースは子ども一人ひとり異なるものです。このように子どもの個性や主体性を尊重した学びの形を導入することで、自立型の学びを促進し、単元内での自由進度学習を実現することができると考えています。

ただ、この間の東谷小学校の取り組みでは、国語と算数の教科を一緒にして、学習の進め方を子ども自身に委ねるというユニークな方法が実践されていました。ある子どもが国語を6時間学び、算数を4時間学ぶなど、それぞれの教科の配分を子ども自身が決定する形です。ただ学習の途中でチェックは入ります。こうした取り組みは非常に独自性が高いものですが、すべての授業にこれを適用することは現実的ではないでしょうし、それはまたそれで危険性があります。話を聞いて非常に納得させられたのは、その授業形式を取り入れてから、一斉授業における子どもへのアプローチの

仕方や、一斉授業そのものに対する考え方が変化したという点です。つまり、従来のようにすべての子どもを同じペースで進ませ、教師が一方的に指導するスタイルには問題があるのではないか、もっと子どもに主体性を持たせた学びの形が必要なのではないか、という考えが浮かび上がりました。

さらに、この手法が一つのテーマを軸にした「探究学習」に発展する可能性を感じました。たとえば、現在は国語で俳句を作り算数で平均を求めるといった、それぞれが独立した学びとして進められていますが、これらを「地域の課題探求」や「学校の成り立ちの考察」などの一つのテーマの下で統合して活用することで、より深い探究学習につながるかもしれません。探究学習では、子どもたちがそれぞれ異なる疑問や関心を抱くため、自然と自由進度で進むことになります。一人ひとりの学びが違うからこそ、その進め方も個別化されざるを得ないわけです。

この探究学習に向かう前段階として、マイプラン学習と呼ばれる取り組みが行われています。この方式では、週に1～2時間程度、全体の授業時間の約10%を充てて、子どもたちが「学ぶ内容」ではなく「学び方」を身につける授業になっているということです。

治部委員

認知心理学の考え方で動機づけ理論というのがあるんですけど、学習効率が一番高くなるのは動機づけが高いときで、それは好きなことをやっている、興味があることをやっている、学び方を自分で選べる、協働する仲間がいるなどが挙げられます。このような動機づけ理論が、これから教育にどんどん入ってくるんだなというのを聞いて楽しくなりますね。

ほかにも、スキルはやっぱりインプットだけではなくアウトプットするときに本領を発揮するという理論もあるので、そういう意味でやっぱりこういう探究型学習はいいなと思いました。ありがとうございます。

石田教育長

心理面においてもそうした指摘がありましたが、田村学主任視学官がおっしゃっていたこととして、「インプットは全体の4割から3割程度に留め、アウトプットを6割から7割にする方が学習の定着率が格段に向上する」という話がありました。また、音声言語による発信と文字言語による発信は変えた方がよいということです。

文字言語は、学んだ内容を自分の中にしっかりと刻み込むために振り返りに活用すると良いとされており、また音声言語については、自分が調べたことをできるだけ多くの人に分かりやすく説明する。そのため、音声言語と文字言語の使い分けをより深く考え、各場面に応じて適切に取り入れ

る必要があると言っていました。

そのような観点から、この間のマイプラン学習において振り返りを文字で記述させていました。学習活動の最後の10分は各自が学んだ内容や自身の学び方について振り返りを行い、それを文字言語で記述させるという仕組みは、教員が十分に研究を重ねた結果であると考えられます。

平均の出し方に関して、大変興味深い工夫がされていました。紙飛行機を飛ばして、その飛距離を記録し、そのデータを四捨五入させるという方法です。この取り組みによって、四捨五入の基準が少数第一位か第二位かによって平均値が変わることを体験的に学ぶことができる内容となっていました。このような工夫は非常に面白く、魅力的な授業でしたので、ぜひ一度ご覧いただければと思います。

それでは、教育委員の活動については以上とします。

日程第4、報告第3号「専決報告（電子黒板の買入れ）について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育保育課長
(三石)

それでは、報告第3号「専決報告（電子黒板の買入れ）について」ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本案は、市長に申出するにつき急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

5ページをご覧ください。

本件は、現在、市内の市立小・中学校の通常学級と特別支援学校の一部学級に導入している電子黒板を、小・中学校の特別支援学級並びに特別支援学校に新たに配置しようとするものであります。また、中学校にて実施している少人数学習にも対応するべく、各中学校に追加で配置を行い、あわせて電子黒板108台を買い入れようとするものでございます。これにより、授業における情報共有等をより視覚的に実施する場面を増大し、それに伴う学習支援を充実させるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図ろうとするものです。

それでは、内容について、ご説明いたします。

買入れ物件の電子黒板108台につきましては、地方自治法施行令第167条第1号に基づく指名競争入札を行いました結果、株式会社内田洋行大阪支店から2,089万8,900円で買入れをしようとするものです。

商品名は「ELMO65型電子黒板」で、型番と外観写真は資料のとおり

でございます。

なお、電子黒板につきましては、初期設定後、各学校へ業者から配送され、納期は令和7年8月31日としております。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。なお、協議会でも関連する話題が議論されましたが、何か質問がありましたらお伺いします。

担当の方にお伺いしてもよろしいでしょうか。基本的な事項で恐縮ですが、モニターと電子黒板の違いについてご教示いただけますか。

教育保育課長
(三石) モニターにつきましては、一定手持ちの資料であるとかを映し出すと。映し出す機能がほぼ占めるんですけども、電子黒板につきましては、その映し出す機能に加えまして、そこに直接ペンなんかで触れると書き込みができる。また、子どもたちのタブレットで、どんなことをしてるかを一覧で示したりとか、いろいろ付加価値がついて授業支援に役立つと考えております。

石田教育長 ありがとうございます。
先ほども申し上げましたように、隣の子どもの同じ仲間の作業内容をタブレットで確認することが可能であり、さらにそれを全面的に表示したり、一部を拡大して確認することもできます。また、学びの経路がフォルダで整理されており、わかりやすく構築されている点が非常に有用だと感じています。このフォルダ構造によって、子どもは次はこのフォルダという形で選択しながら、自身の学びの進め方を確認することができ、それが画面上で明確に表示されるという点が重要だと思っております。

今回、このような形でこれまで不足していた部分を補うため、小・中・特別支援学級や学校などの教育現場に配置することを予定しております。ぜひこれを十分に活用し、現場の状況を見ていただきながら、適切に支援を行っていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。

報告第3号につきましてはこれを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号につきましては承認されました。

次、日程第5、報告第4号「専決報告について（川西市立学校タブレット型コンピュータの買入れについて）」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育保育課長
(三石)

それでは、報告第4号「専決報告について（川西市立学校タブレット型コンピュータの買入れについて）」ご報告申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

本案は、市長に申出するにつき、急施を要したため、教育長に対する義務委任規則第4条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

8ページをご覧ください。

本件は、川西市立小・中・特別支援学校における学習者用1人1台端末について、耐用年数経過による経年劣化等に伴う更新整備を行うに当たり、タブレット型コンピュータを12,416台買入れしようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

買入れの物件のタブレット型コンピュータ、12,416台につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結する日本電通株式会社神戸支店から6億8,288万円で買入れをしようとするものです。

調達品は、端末本体がiPad（A16）128GB Wi-Fiモデルで、附属品としましてタッチペン、ACアダプタ、キーボード付本体カバーを、またアプリケーションの配信や管理などを一元的に行うことができる端末管理機能についてはJamfを導入いたします。

買入れ台数は、令和7年度5月1日現在の児童生徒数で、小学校が7,135台、中学校が3,638台、特別支援学校が24台、故障等の際の予備機が補助の上限である児童生徒数の15%に当たる1,619台で、合わせて12,416台でございます。金額は、1台当たり税込み55,000円で、合計6億8,288万円となります。

業者選定について、今回のGIGAスクール構想の第2期の1人1台端末の更新事業につきましては、国の方針として都道府県を中心とした共同調達の仕組みを検討し、原則、共同調達によることとされたことから、兵庫県が設置した共同調達会議である「兵庫県教育の情報化推進協議会」による「公立学校情報機器整備事業に係る令和7年度兵庫県公立学校における学習者用コンピュータ一式調達業務（iPad）公募型プロポーザル」で業者が選定されました。川西市は共同調達会議に参加していることから、

今回のプロポーザルで選定された業者と契約をすることとなり、契約の性質が競争入札に適さないものであることから随意契約での契約締結となります。

最後に、新端末につきましては、初期設定後、業者から各学校へ配送されます。10月から順次納品を行い、令和7年12月中の納品完了を予定しております。

更新後は、新端末を活用することで、個別最適な学び、協働的な学びをさらに促進し、今まで以上に児童生徒一人一人の可能性を引き出すことができると考えております。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。何かご質問等ありますか。
はい、治部委員。

治部委員 業者との契約のプロセスについてなんですが、随意契約というのは、どういう契約の仕組みなのですか。

教育推進部副部長
(井上) 随意契約といいますのは、基本、契約というのは入札をかけるのが、競争入札をするのが通常のやり方でございますが、その競争入札という形で入札が不可能な場合、そういう条件が、一定地方自治法とかで定められておりますので、その条件に合った場合は、随意契約ということで一定一業者と契約を結ぶ、あるいは競争入札によらない形で業者を選定して、その業者と契約をするというような形のものとございます。

石田教育長 先ほどの説明にもありましたとおり、競争入札を採用しない理由については、県が一括して購入を行うことで費用を抑えることを国が推奨しているためです。この方針に基づき、兵庫県では公募型のプロポーザル方式を採用し、業者を選定したとの説明がありました。これにより、県が既に業者を決定しているという状況になります。そのため、契約形式としては随意契約が適用されることとなります。

治部委員 その業者は、県が決めた業者なんですね。

石田教育長 そうです。

治部委員	そういうことですか。
石田教育長	そうすることによってコストダウンを図ってるということです。兵庫県全体を対象とすることで母体が大きくなり、その結果、随意契約を採用する形となります。この方式は今回から導入されたものです。前回とは異なる契約方式となっております。 よろしいですか。
治部委員	はい。
石田教育長	なぜ今回、機種を変更してiPadを導入されたのでしょうか。その際、具体的にどのようなメリットがあるとのこと意見が、情報幹事会等において示されたのでしょうか。
教育保育課長 (三石)	今回この機種を選ぶに当たっては、現場の先生たちを集めて、選定メンバーということで幾つか議論を重ねてきました。その中で一番多かったのが i P a d ということで、まず機動性の速さ。ぽっとボタンを押せば起動ができるという手軽さと、あとはもうインターフェースが本当にボタン一つ押すといろんなアプリに飛んでいったりとかするという点で、インターフェースが非常に使い勝手がいいということが多くの意見で寄せられまして、このたびは i P a d のほうに変えたという経緯でございます。
石田教育長	それぞれの機種には、メリットとデメリットが存在しますが、先行事例を視察した際には、教育分野においてiPadを活用しているケースが非常に多いことが確認されました。特に教育関連のアプリに関しては、種類が非常に豊富であり、安全性も高いものが提供されているという点が挙げられます。 よろしいでしょうか。 はい、治部委員。
治部委員	先日、とある学校の校長先生とお話ししたら、今の I C T 機器は、教育上入れたいアプリが入らないことが多いみたいなことをおっしゃったので、そのアプリとかも入るのかなというのは少し気になりました。また、その辺の話は後で個別にお伝えします。
石田教育長	i P a d については、すでに教育分野に対して非常に興味を持っており、市場として積極的に捉えている印象があります。そのため、教育関連のコ

ンテンツやツールが比較的充実しているのではないかと感じました。

倉見委員、これについてですが、5年後に国は出してくれるのでしょうか。

倉見委員 さらに5年後ということですか。

石田教育長 そうです。

倉見委員 そこはもう5年後の財政事情はちょっとよく分かりませんが、全くないということはないと思います。補助率の問題はあるかもしれません。

石田教育長 すいません。いきなり振りまして。私も聞いた話によれば、今回文部科学省が大変尽力したことでこのような形が実現したようです。ただし、上級学校の高校においては、保護者が一定の費用を負担するケースがあるため、5年後に現在の形が維持されるかどうかについては、非常に厳しい状況になるのではないかと個人的に懸念しております。

倉見委員 よくある手は地方交付税に盛り込むというようなことをしがちですけど。ですから制度上といいますか、実質ほんとに1円も出さないということはないと思うんです。ですので、どういうところに予算を盛り込むのかということになるかと思うのですが、地方交付税に盛り込むと自治体によってはちょっと。

石田教育長 そうですね。

倉見委員 ええ。

石田教育長 分かりました。先のことで分からないことではありますが、この状況がいつまで続くのかについては、個人的には少々難しい面があるのかなと思います。ありがとうございました。

倉見委員 いえいえ、とんでもありません。

石田教育長 それではお諮りいたします。

報告第4号につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、報告第4号につきましては承認されました。

次、日程第6、議案第24号「教育行政事務評価報告書の見直しについて」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育推進部副部長
(富本)

それでは、議案第24号「教育行政事務評価報告書の見直しについて」ご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、文部科学省の通知による報告書の見直しを行うためでございます。

では、議案書11ページをお開きください。

文部科学省通知、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について、令和5年2月1日付におきまして、点検・評価の項目や報告書の書式、議会への報告方法等の点検・評価の具体的な報告方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべきものとされています。

また、部局横断的な行政評価の中で行うことや、地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明することによって、点検及び評価を行うことができる場合には、法第26条第1項の義務を充足したとしても差し支えないとされています。

本通知に基づき、令和7年度より、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価は、地方自治法第233条第5項の規定に基づく「決算成果報告書」の議会への提出及び公表をもって実施する手法に改めます。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。協議会でご説明いただいたところですが、何か質問等ございますか。

基本的に、決算成果報告書に集約する形で点検及び評価を行うということでご理解いただけたらと思います。

よろしいでしょうか。

はい、治部委員。

治部委員

今、議会に出す表を見てますが、議員の方々から見て、この表で大体必要な情報というのは足りてる感じですか。

教育推進部副部長
(富本)

いわゆる決算成果報告書についてでございますけども、これまで川西市は独自の行政評価として、こういう決算成果報告書というのをつくって、決算委員会等議会の決算審議の中におきまして、このフォーマットを使って、市の事業全部になりますので、かなりの量の資料になるんですけども、それをもって審議をしていただいて、この事業に効果があったのかどうかとかいうことでご議論いただきながら議会に説明をしているという状況で、このフォーマットに関しましても、毎年毎年より分かりやすいように、よりPDCAサイクルのチェックの部分に当たる内容のものになりますので、そこは効果的にできるようにということで改良を積み重ねてきてるフォーマットになりますので、また今後も引き続き、また多分改良を重ねながら使っていくものになると思うんですけど、これが基本的には決算審査の中でよく使われて見慣れていただいている様式になるかなというふうに考えています。

石田教育長

先ほどの説明にもありましたが、行政としてはかなり先行的に取り組まれており、審議の際に分かりやすい報告書を作成することを目指して進められてきたというお話は伺っております。また、先ほどのご説明にもありましたように、日々、年々改良が重ねられている部分があるのも理解しております。ただ、私自身は教育の分野から来ているという背景があるため感じるのですが、何を基準に評価するかという点は非常に難しいと感じています。数値として明確に表せるものもあれば、数値化が難しいものも存在します。しかし、こうした形で一つの成果として示されている点については、行政として非常に優れた取り組みであると評価し、拝見しております。

よろしいですか。

治部委員

はい。

石田教育長

それではお諮りいたします。

議案第24号につきまして、これを可決することにご異議ございません

か。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第24号につきましては可決されました。

次、日程第7、議案第25号「教育行政事務評価委員の選任について」であります。

事務局から報告をお願いします。

教育推進部副部長
(富本)

それでは、議案第25号「教育行政事務評価委員の選任について」ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、教育行政事務評価委員を選任する必要があるためでございます。

では、議案書14ページをお開きください。

選任をしようとする評価委員は2名で、澤野幸司氏、安達友基子氏の2名を候補といたしております。任期は、評価が終了するまでの令和7年8月31日までと考えております。

澤野氏は、宮崎県で20年間小学校教員を務められ、宮崎県教育庁、宮崎県五ヶ瀬町教育委員会、宮崎県教育研修センターなどで勤務の後、宮崎県延岡市教育委員会で小学校校長や学校教育課長を経て、平成30年10月から令和6年3月までは教育長をされておられました。現在は、兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授をされております。

安達氏は、平成18年10月に弁護士登録され、梅田総合法律事務所を経て、ルート法律事務所で弁護士をされています。また、平成28年12月より吹田市の教育委員を、令和元年9月から令和5年9月まで東大阪市の社会教育委員を務められておられます。

澤野氏におかれましては、教育現場や教育委員会での豊富な経験を、安達氏におかれましては、昨年度までの3年間、当市の教育行政事務評価委員を務めていただいております、外部の視点からの的確なご意見と評価をいただけるものと期待しています。

2名とも教育に対する深い識見を持っておられることから、評価委員と

して適任であると考えております。

なお、先ほどの議題のほうで、この事務事業評価に関しては決算成果報告書に含めるというところではありますが、今回選任議案のお二人には、評価のほうを外部の識見者としていただくという流れになっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。何か質疑、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

昨年度の取組と同様に、事務事業評価だけでなく、このお二方たちと、教育委員会の動きや、それぞれの教育の関係について意見交流をしたいと思います。その際には、お時間が許すようであれば、ぜひご参加いただければと思います。

それではお諮りいたします。

議案第25号につきまして、これを可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第25号につきましては可決されました。

続きまして、日程第8「諸報告」であります。「清和台地区学校のあり方を検討する懇話会の実施報告について」事務局から報告をお願いします。

教育推進部副部長
(富本)

それでは、「清和台地区学校のあり方を検討する懇話会の実施報告について」報告させていただきます。

資料は、パワーポイントのスライドのような形になっておりますが、「第1回清和台地区学校のあり方を検討する懇話会」をご確認ください。

本日は、5月27日に2回目の懇話会が終わりましたので、1回目の懇話会の概要と併せてご報告いたします。

まず第1回目につきましては、4月30日に開催をしております。資料のほうは1枚目となっております。

主な内容は、3月に開催しました清和台地区の住民の方を対象に行いました地域説明会での感想、それと統廃合に関する印象、今後の進め方などをご説明の上、様々なご意見をいただいたという内容となります。

懇話会の皆様からいただいた主なご意見としましては、学校の規模を考えたときには、子どもの数というのは多いほうがよいと考えるが、まちづ

くりという視点では地域の住民の皆さんの意見を聞くことは大事だと感じたという懇話会のメンバーの方の意見や、清和台小学校と清和台南小学校が統合しても児童数減少の可能性があることから、将来的にもっと先を見据えた対策というのを踏まえて考えたほうがいいと感じているといったご意見をいただきました。ほかにも、これから保護者の意見をしっかりと聞いていくことが大切だというふうに考えていますというご意見や、けやき坂小学校も児童数が減少しているということを踏まえて、仮に小中一貫校の議論になった場合は話し合いを、さらにまた配慮が必要だと、そういうことも心配しているというご意見。また保護者としては、通学距離や通学の安全対策というのが最大の懸念事項であるといったようなご意見を、第1回目の懇話会ではメンバーの皆さんからご意見いただきました。

次に、2回目の懇話会でございます。2回目に関しては、清和台小学校と清和台南小学校の教職員と教育委員会事務局で意見交換をさせていただきましたので、その内容報告。それから保護者との意見交流のやり方について、懇話会の中でご議論をいただいております。

資料につきましては、第2回目は37ページになります。

まず、教育委員会事務局と清和台小学校及び清和台南小学校の教職員との意見交換を5月にさせていただきましたので、そのときの内容をまとめています。資料は41ページ以降になります。

小規模校の教育面に関して、いい面と難しい面、両面があるということをお教員のほうからも意見として出されました。資料46ページに、そこをまとめさせていただいております。左側が小規模校のいい面、右側が小規模校の難しい面ということになっておりますが、小規模校のいい面の①と②につきまして、異学年、高学年・低学年の学年を越えて交流がしやすい。お互いが顔を知っているためつながりが強く、縦の関係で異学年でも仲がよいと。それから人数が少ないことで一人一人が主役となれる機会が増え、自尊心の高い児童が多いと感じるという教員の小規模校の感想といたしますか意見でございます。

また、逆に難しい面の①・②のように、クラス替えがないため新年度に心機一転頑張ろうという意識を持ちにくく、お互いの見方や人間関係は固定化されてしまう部分がある。それから②のほうでは、親しい友達と離れるという状況を経験していないため、中学校で急に人数が増えたときに大人数の中で耐えられない子がいるのではないかと心配をしているというように、人数が少なかったりクラス替えができないことで難しいと感じる面もあるという教員の意見でございます。

また、③の部分です。これは左側のいい面も右側の難しい面も両面があ

るところでありますけども、子どもたちの人間関係の部分です。いい面としては、子どもたちの人間関係が順調であれば学年運営が行いやすいという意見です。ただ、現在両校ともに大きなトラブルがないということで、このようなことがあるかもしれないんですけども、逆に右側の難しい面のときの③のように、子ども同士の大きなトラブルなど人間関係でつまづきがあった場合に逃げ場がないというリスクをはらんでいるというところは、我々としてもしっかりと考えていかないといけないというふうに考えております。

続きまして、49ページ以降です。ここからは、今後保護者の皆さんや児童との意見交流の日程及び手法について、ご説明を懇話会のほうでもさせていただきます。保護者との意見交換会につきましては、昨日、清和台小学校は終わりましたが、6月から7月にかけて実施をしていく予定としております。また、未就学児の保護者を対象に、資料でいきますと51ページ以降になりますけども、行事の終了後なんかの時間を活用して、未就学の保護者とも意見交換ができるように調整を続けてございます。

このような形で児童も含めまして、児童に関しては7月から2学期にかけて、授業の一環という形で学びを深めてもらいながら自分事として考えを深めていっていただきたいなというふうに教員と調整をしながら進めていっております。

2回目の懇話会につきましては、このような内容でご説明をさせていただきまして、懇話会のメンバーの方からは、小規模校の先生は、やっぱり行事の面であるとか学校運営の面で大変だということが理解できましたというご意見や、学年にはやっぱり多くの先生がいたほうがいいのかというご意見、それから清和台小と清和台南小が仮に統合したとしても2クラス程度になるということなので、そんなに大きな学校規模にはならないことから、今までのような高学年・低学年・中学年で交流する異学年交流など、小規模校のよさを残したままの指導も期待できるんじゃないかといったようなご意見をいただきました。

また、保護者との意見交換会については、多くの機会を我々としても用意をしておりますので、そういった配慮をしてもらったほうがいいということで少し感謝の言葉というのもいただいているところでございます。

現状としましては、懇話会の皆様も、一定小規模校の教員負担が大きいということについてご理解をされ、2クラス以上必要だなというご意見もいただいているような状況でございます。今後引き続き、保護者の皆様のご意見をしっかりと聞きながら、また検討を進めていきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

石田教育長

報告は終わりました。何か質問、ご意見ございませんか。

懇話会には2回とも私も参加させていただいています。印象でいうと、割と自由闊達にそれぞれの委員の立場からご意見いただいていると感じております。一方で、懇話会の中でも指摘されている点として、できるだけ多くの保護者、それから幼児教育保育の保護者も含めて周知して意見を聞いてほしいという声がありました。昨日は清和台小学校で三者懇談後にヒアリング形式で保護者会を開催し、その案内は全児童に配付した形で行っています。ただ、地域説明会については、各会場での参加者が50名程度で、低調だというふうに懇話会のメンバーの方は思われたみたいで、周知していただきたいということで行っています。昨日の清和台小学校の懇話会の参加者も6名程度でした。なかなか忙しい時間帯もあるので、さまざまな機会を使ってやろうとは思っていますが、少し低調かなという気はいたしております。

意見をいただく際、単に多数決を取るということではなく、幅広くさまざまなご意見を加味しながら対応を進めていきたいと考えております。途中経過については、適宜皆様に報告する形となるかと思います。

それでは続きまして、「教職員の働き方改革共同メッセージの発出等について」、事務局から報告をお願いします。

教育推進部副部長
(木山)

それでは、「教職員の働き方改革共同メッセージの発出等について」ご報告いたします。

こちらの「共同メッセージ」につきましては、学校における働き方改革は、保護者や地域の方々の理解・協力を得ながら進めることが重要であるため、保護者や地域の方々へ理解と協力を求める県と市町共同のメッセージを発出するというものでございます。

こちらの内容につきましては、資料57ページのほうに記載されておりますが、こちらのほうの上半分で、学校における働き方改革を推進していること。そして、兵庫県の全県目標であります超過勤務時間が月80時間超の教職員をゼロにすること。そして、全ての教職員が月45時間以内になることを目標ということを記載しております。

そしてその下、保護者・地域の皆様にご理解・ご協力いただきたいこととしまして、5点記載のほうがございます。1点目が勤務時間外の対応について、2点目が学校に関わる活動への参画について、3点目が学校行事・校時表等の見直しについて、4点目が地域行事への参加について、そして

5 点目が部活動改革の推進についてを記載しております。

また裏面には、学校における働き方改革の主な取組について記載をされています。こちらの内容につきましては、6 月の公園所長会のほうで説明のほうはさせていただき、こちらのほうのチラシ等について、学校運営協議会等で、また必要であればご活用いただくようお願いをしたところがありますし、また 7 月にはポスターが配布される予定でございますので、またそちらのほうの周知をお願いしているようなものでございます。

説明は以上でございます。

石田教育長

この件に関しましては、一度協議会で取り上げたところですが、何か質問等ございますか。

県としては、各市町の取組としてだけではなくて県全体としてこれを考えてるということで、先ほどご報告もありましたが、共同メッセージで発出することに意味があるということと、基本的に教職員は県費教職員でするので、県として方向性を明確に出しているということだと思います。

昨年度も全国的に教員の成り手不足となっており競争率が 1 倍を割るんじゃないかみたいなところを 1. 何倍、さらには 2 倍を割ってるところが出てきています。兵庫県についても中学校の教科においては定員割れをしているような実態もあり、一般で知られている以上に、教職員の配置が厳しい状況に置かれているということで、川西でも教育保育職員課を立ち上げて、大分連動して取り組んでますが、なかなか年度途中の配置については厳しい状況も続いています。そういった意味もあり、働き方改革を前面に出していくということです。よろしいですか。

どうぞ、倉見委員。

倉見委員

関連して、ご質問させていただいてよろしいでしょうか。

今の話で全国的に教員が不足しているということで、自治体によっては担任の先生が配置されないとか、ある教科の先生がいなかったりとかいうようなことも報道されたりしますが、川西市の場合、今現状はいかがでしょうか。

石田教育長

担任等が未配置であるという現実はありません。現時点では配置はされています。ただ加配等で、やはりつける教員の中で未配置は多少出ています。また、市費の職員等で未配置というのは現実的にはあると思います。非常に厳しい状況下ではありますが、一つ一つの具体的な事例に対して丁寧に対応していただいています。正規職員に限らず、いわゆる免許を持つ

た会計年度任用職員自体が非常に少なくなっているというのは事実であると考えています。これからさらに厳しくなる可能性があるとの認識を持っています。

倉見委員 そうしましたら、今のところ満足な状況ではないにしろ、学校運営に、かなり支障があるという感じでもないというところですか。

石田教育長 おっしゃるとおりで、直接的な影響が及んでいる状況にまでは至っていませんが、厳しい状況であることは否めず、先ほど触れた加配教員の未配置があるという点は事実であると認識しております。

倉見委員 ありがとうございます。

石田教育長 それではよろしいでしょうか。
続きまして、日程第10「諸報告」であります。
「令和7年5月1日時点の留守家庭児童育成クラブの待機児童数について」、事務局から報告をお願いします。

入園所相談課長
(川本) それでは、「令和7年5月1日時点の留守家庭児童育成クラブの待機児童数について」、ご報告いたします。

資料は最後の59ページをご覧ください。

令和6年5月1日時点の入所児童数は、市立及び民間合わせて1,480人で、待機児童数は56人でしたが、令和7年5月1日時点の入所児童数は1,512人と前年同期と比較し32人増、待機児童数は111人で55人増となっており、待機児童数111人の内訳といたしましては、市立クラブで94人、民間クラブが17人となっております。また、夏季休業期間中のみの育成クラブについては、開設場所も8校から10校に拡大し、夏季入所児童数も215人から280人となり、65人増となっております。今後も定員を拡大する予定の学校もあるため、増加する見込みとなっております。

待機児童を学年別に見ますと、主に3から5年生で多くなっており、令和7年度は4年生と5年生が昨年度から大きく増加しております。国基準外については、市立クラブにおいて、ほかに利用可能な民間育成クラブがあるにもかかわらず市立育成クラブへの入所を希望するなどで待機している場合は、待機児童数に含めないという国調査基準の考え方にに基づき、待機児童数から除いた人数で16人と、昨年度と同数となっております。

次に、校区別に見ますと、令和6年度は9小学校区で56人となってお

りましたが、令和7年度では昨年度では発生していなかった加茂小学校、桜が丘小学校、牧の台小学校でも待機児童が発生しており、川西北小学校、明峰小学校で多く増加し、12小学校区で111人となっております。また、国基準外については以下のとおり、東谷小学校で新たに発生している状況でございます。

令和7年度から陽明小学校と牧の台小学校で新たに夏季休業期間中のみの育成クラブを増設し、受け入れることとしておりますが、待機児童が増加している状況です。今後、川西北小学校と明峰小学校の夏季休業期間中のみの育成クラブの定員を増やして受け入れる予定としております。

また、今年度新たに多様なニーズに応じた居場所を創設する目的で学校施設を活用し、児童が主体的に活動できる放課後児童居場所づくり事業をモデル校2校で試行実施し、育成クラブの待機児童解消につなげたいと考えております。

今後の待機児童対策としては、現状を分析し、今後の利用量の見込みを精査した上で、拡充が必要な校区においては育成クラブや放課後児童居場所づくり事業の整備を図り、目標とする令和8年度の待機児童解消に向けて取組を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

石田教育長

報告は終わりました。協議会で取り上げたところですが、先ほど担当のほうからも説明ありましたように、夏季休業中における育成クラブの拡充および、放課後児童の居場所づくりを目的とした実証事業を試験的に実施しております。それを検証しながら解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。

何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

報告は以上となります。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

次回は、7月17日木曜日、午後2時半から、庁議室において定例会を開催予定としています。よろしくお願いいたします。

これをもちまして、令和7年第12回川西市教育委員会（定例会）を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後4時48分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和7年7月17日

署名委員 治部 陽介

金子 愛